

令和6年度

中小企業者のみなさまへ

丸亀市融資制度のご案内

丸亀市中小企業
融資制度

P.1

丸亀市中小企業
年末短期
緊急融資制度

P.1

丸亀市団扇工業
振興融資制度

P.2

丸亀市創業支援
融資制度

P.2

《その他》

- セーフティネット保証制度 P.4
- ふれんど中讃のご案内（中讃勤労者福祉サービスセンター） P.5
- 丸亀市の融資制度には保証料及び支払った利子の一部を補給する制度があります。
（詳しくはパンフレットをご覧ください）

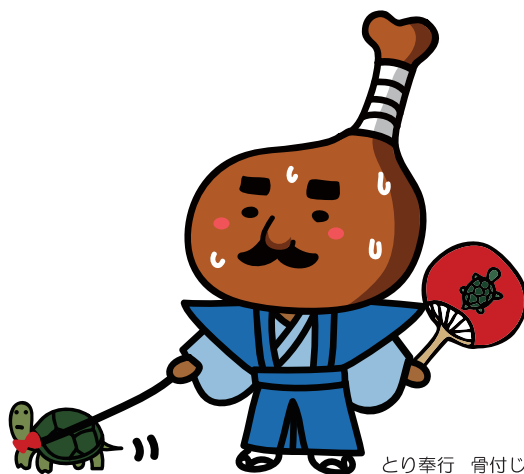
お申込み・ご相談

丸亀商工会議所

（丸亀市大手町一丁目5番3号）
TEL 0877-22-2371 FAX 0877-22-2859

丸亀市飯綾商工会

（丸亀市綾歌町栗熊西1638番地）
TEL 0877-86-2156 FAX 0877-86-5399



とり奉行 骨付じゅうじゅう

丸亀市産業生活部 産業観光課

（丸亀市大手町二丁目4番21号）

TEL 0877-24-8844 FAX 0877-25-2409 sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp

	1. 丸亀市中小企業融資制度	2. 丸亀市中小企業年末短期緊急融資制度
対象者	<p>【法人】市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社(NPO法人を含む)であり、市内で6か月以上同じ事業を営み、市税を滞納しておらず、県信用保証協会の保証対象となる業種</p> <p>【個人】1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人であり、6か月以上同じ事業を営み、市税を滞納しておらず、県信用保証協会の保証対象となる業種</p> <p>なお従業員数が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業・サービス業 … 5人以下 ただし、宿泊業及び娯楽業については、20人以下 (NPO法人は除く) ・製造業・その他 …… 20人以下 <p>※対象業種等で不明な点がございましたら、丸亀商工会議所 (Tel 0877-22-2371)、又は丸亀市飯綾商工会 (Tel 0877-86-2156) までお問い合わせください。</p>	
取扱金融機関	百十四銀行・中国銀行・阿波銀行・伊予銀行・四国銀行・香川銀行・徳島大正銀行 愛媛銀行・高松信用金庫・観音寺信用金庫・香川県信用組合	
融資限度額	設備資金 …… 700万円 運転資金 …… 500万円 設備・運転資金 …… 700万円	運転資金 …… 200万円
返済方法	72か月元金均等分割払 (6か月以内で据置期間を置くことが可能) 繰上償還も可能	12か月元金均等分割払 繰上償還も可能
利率	年1.8%	
保証人および担保	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要 ○県内に居住し、市町村税の滞納がなく、返済能力がある人 ○原則として無担保 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■融資の申込みは、1借入申込者1口に限る。 ただし、1. 丸亀市中小企業融資と 2. 丸亀市中小企業年末短期緊急融資の併用は可能。 ■丸亀市中小企業融資を現在受けている人が、再度借り入れする場合は、返済期間の3分の2以上、約定どおり返済した場合可能。 ※このとき、中小企業融資等返済状況報告書の添付が必要。 ■丸亀市中小企業年末短期緊急融資の受付時期は、11月と12月で、申込期日は、別途決定。 ■保証料 0.40%~1.55% ただし、セーフティネット保証を利用する場合は、保証料が0.6%になります。 ※保証料は、県信用保証協会へお問い合わせください。(Tel 087-851-0062) ■保証料補給金*1 (保証料相当額) <u>完済後3か月以内に申請期限内に融資金を約定どおり完済した人。</u> ■利子補給金*1 (年利1%相当額) <u>毎年度6月末日までに申請期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済した人。</u> *1 市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、市税を滞納していない人に限る。 ■県信用保証協会の保証対象とならない業種 農業、林業、漁業、性風俗関連特殊営業、金融・保険業等 ■県信用保証協会の代位弁済を受け、その債務の履行が終了していない人及びその連帯保証人等は申し込み不可。 	

	3. 丸亀市団扇工業振興融資制度	4. 丸亀市創業支援融資制度
対象者	次に掲げるいずれかの要件に該当するとき 【法人】 市内に主たる事務所を有し、現に市内で6か月以上団扇工業を営み、市税を滞納していない会社 【個人】 1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で現に6か月以上団扇工業を営み、市税を滞納していない個人 【協同組合】 中小企業等協同組合法の規定によって設立した市内の団扇協同組合	・市内で新規に事業を開始しようとする人（開始して1年未満の人も含む）で、市町村税の滞納がなく、 丸亀商工会議所又は丸亀市飯綾商工会の専門相談員 による「創業計画書」等について指導を受け、適切と認められた場合で、次のいずれかに該当する人 ①事業を営んでいない個人が借入金額の3分の1以上の自己資金を有し、1か月以内に新規に事業を始めるための具体的な事業計画を持っている人 ②事業を営んでいない個人が事業を開始し、その日から1年を経過していない人 ③事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立日から1年を経過していないとき
取扱金融機関	百十四銀行・中国銀行 香川銀行・高松信用金庫	百十四銀行・香川銀行・高松信用金庫
融資限度額	団扇工業の運転資金 (1) 個人・法人 …………… 750万円 (2) 団扇協同組合 …… 4,500万円	新規に事業を始めるための 設備・運転資金 …………… 700万円 （ただし、創業関連保証との融資残高の合計金額が2,000万円を超えないこと）
返済方法	一時払い又は12か月元金均等償還 繰上償還も可能	60か月元金均等分割払 （6か月以内で据置期間を置くことが可能） 繰上償還も可能
利率	年1.8%	年1.5%
保証人および担保	○原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要 ○県内に居住し、市町村税の滞納がなく、返済能力がある人 ○原則として無担保	
その他	■保証料 0.40%～1.55% ※保証料は、県信用保証協会へお問い合わせください。（Tel 087-851-0062）	■保証料 0.58% ※保証料は、県信用保証協会へお問い合わせください。（Tel 087-851-0062）
	■保証料補給金（保証料相当額）完済後3か月以内に申請 市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、市税の滞納がなく、期限内に融資金を約定どおり完済した人。	
	■利子補給金（年利1%相当額）毎年度6月末日までに申請 市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、市税の滞納がなく、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済した人。	
	■県信用保証協会の代位弁済を受け、その債務の履行が終了していない人及びその連帯保証人等は申し込み不可。	

融資に必要な書類

- 丸亀市中小企業融資制度
- 丸亀市中小企業年末短期緊急融資制度
- 丸亀市団扇工業振興融資制度

【共通書類】

指定の申込書（市宛）（原本）	1部
個人情報の提供に関する同意書（原本）	1式
信用保証協会全国統一申込書式（写し）	1部
最近2期分の決算書及び確定申告書（写し）	1部
法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）	1部
申込者の住民票謄本（法人の場合は代表者）（写しでも可）	1部
市町村税等の納税証明書（写しでも可）	申込人・保証人 各1部
固定資産評価証明書（資産がない場合は無資産証明書）（写しでも可）	申込人・保証人 各1部
所得証明書（写しでも可）	申込人・保証人 各1部
印鑑証明書（写しでも可）	1部
委任状（金融機関等が代理で申込する場合）	1部

【業種などにより必要となる書類】

受注工事明細書（建設業）（写し）	1部
営業許可証（許認可が必要な業種）（写し）	1部
設備資金の場合は見積書・図面・改築承諾書等（写し）	1部
風俗営業取締法に係らない旨の宣誓書（飲食業）（写し）	1部
中小企業融資等返済状況報告書（借り直しの場合のみ）（原本）	1部

- 丸亀市創業支援融資制度

（事業計画の相談は……丸亀商工会議所又は丸亀市飯綾商工会）

指定の申込書（市宛）（原本）	1部
個人情報の提供に関する同意書（原本）	1式
信用保証協会全国統一申込書式（写し）	1部
創業計画書（写し）	1部
自己資金の額を証明する書類（新規に事業を始めようとする人）（写し）	1部
事業を開始した時期が明らかになる書類（創業して1年未満の人）（写し）	1部
法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・会社の定款（写しでも可）	1部
申込者の住民票謄本（法人の場合は代表者）（写しでも可）	1部
市町村税等の納税証明書（写しでも可）	申込人・保証人 各1部
固定資産評価証明書（資産がない場合は無資産証明書）（写しでも可）	申込人・保証人 各1部
所得証明書（写しでも可）	申込人・保証人 各1部
印鑑証明書（写しでも可）	1部
委任状（金融機関等が代理で申込する場合）	1部

必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

〃**自己資金**とは、原則として申込名義人の預貯金の額から申込名義人の借入額（事業資金に限らない）を差し引いた額を言います。

※利率は、貸付実行時のものが適用されます。

セーフティネット保証制度

この制度は、取引先企業等の倒産、事業活動の制限、自然災害、取引先金融機関の破綻、金融機関の相当程度の合理化、全国的な業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。

(注) 実際の保証額については金融機関や信用保証協会の金融上の審査（事業見通し・返済能力等）が行われますので、無条件で倍額までの保証が受けられるものではありません。

対象者・要件

法人の場合は本店が、個人事業者の場合は主な事業所（営業所）が市内にある中小企業者で、次の要件に該当する経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている人。

1号要件	大型倒産の発生により影響を受ける人
2号要件	取引先企業のリストラなどで影響を受ける人
3号要件	突発的な災害（事故など）で影響を受ける人
4号要件	突発的な災害（自然災害など）で影響を受ける人
5号要件 (イ) (ロ)	業況が悪化している業種に属する人
6号要件	金融機関の破綻で資金繰りが悪化している人
7号要件	金融機関の相当な経営合理化（支店の削減など）に伴って借入れが減少している人
8号要件	整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると判断される人

申請について

市産業観光課の窓口に申請書と添付書類を提出して認定を受けてください。

必要な申請書類（5号要件（イ）の場合）

- (1) 所定の申請書…………… 1部
- (2) 添付書類……………各1部
 - ①所定の売上高状況表
（最近3か月と前年同期3か月の売上高を1か月単位で比較する推移表）
 - ②法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
 - ③直近の決算書及び確定申告書（写し）

※必要書類は業種によって異なる場合があります。

事前に香川県信用保証協会へお問い合わせください。（Tel087-851-0062）

中小企業の福利厚生は“ふれんど中讃”へ

中讃勤労者福祉サービスセンターは、中小企業と大企業間の労働福祉の格差をなくし、中小企業勤労者が生涯にわたって豊かで充実した生活が送れるよう、事業所単独では実施しがたい福利厚生サービスを、事業主と協同して実施しています。

■入会できるのは…丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町及びまんのう町内に事業所がある中小企業（資本金が3億円以下、または従業員数が300人以下の企業）と各種団体・法人で働く従業員と事業主です。また、個人事業主も加入できます。

■会費…700円/月（原則として、勤労者と事業主が2分の1ずつを負担）

■入会の申し込み…中讃勤労者福祉サービスセンター、または2市3町の最寄りの商工会議所、商工会の事務局で受け付けています。

主な福利厚生サービスメニュー

健康維持管理助成	人間ドック・生活習慣病予防健診費用助成（1,000円～5,000円）、インフルエンザ予防接種料助成（年1回1,500円）
レクリエーション活動援助	旅行（日帰り1,000円/宿泊3,000円）、温泉入浴（回数券購入費用の20%以内）などの補助金支給、高速バス往復利用補助、USJパスポート購入補助
生涯学習活動援助	健康維持・文化教室受講料の補助や情報提供
各種チケット・商品等の割引販売	映画・コンサート鑑賞、お食事券、クリスマスケーキなどチケット割引販売、家庭常備薬など斡旋販売
全国に広がる会員優待ネットワーク	旅行・レジャー、グルメ等、全国各地の豊富な利用施設と協定している（株）リロクラブと提携した「すまいるちゅうさん」のサービスを提供
慶弔共済保険の給付	会員の慶弔・永年勤続・傷病見舞等の給付金を支給
会員向け生活資金貸付の紹介	生活資金が必要な会員に、低利な貸付を紹介しています ●対象者 …現在の事業所に1年以上勤務している会員（従業員）で、家具・電化製品、住宅改修、自動車購入、教育資金などの一般生活資金が必要な方 ●融資金額 …同一事業所の勤務年数が 1年以上～3年未満：100万円以内 3年以上～5年未満：200万円以内 5年以上：300万円以内 ●返済期間 …10年以内 ●利率 …年3.5%以内（別途保証料年0.7%以内） ●保証人 …不要（ただし、場合によっては連帯保証人を追加するときもあります） ●取扱金融機関 四国労働金庫瀬戸大橋支店（Tel.0877-21-2311）10時～17時

【問合せ先】 中讃勤労者福祉サービスセンター 丸亀市大手町一丁目5番3号
 TEL0877-24-7700 FAX0877-24-7740 E-mail：chusan@friend-chusan.jp

金融機関・関係機関一覧表

金融機関名	支店名	電話番号	住 所
百十四銀行	丸亀支店	0877-24-1114	風袋町209
	城西支店	0877-23-1141	田村町1745-1
	丸亀東支店	0877-24-3114	風袋町209 (丸亀支店内)
	丸亀南支店	0877-28-1141	郡家町1818-1
	飯山支店	0877-98-3114	飯山町川原1035-1
中国銀行	丸亀支店	0877-22-6226	風袋町207-6
阿波銀行	丸亀支店	087-826-2500	高松市番町一丁目1-5 (高松支店内)
伊予銀行	丸亀支店	0877-23-5301	城西町二丁目2-4-24
四国銀行	丸亀支店	0877-23-3336	中府町一丁目6-39
香川銀行	丸亀支店	0877-22-3231	津森町175-3 (丸亀西支店内)
	丸亀西支店	0877-24-2711	津森町175-3
	郡家支店	0877-24-2818	郡家町2727-1
	飯山支店	0877-98-3350	飯山町東坂元320-1
	綾歌支店	0877-98-3350	飯山町東坂元320-1 (飯山支店内)
徳島大正銀行	丸亀支店	087-834-1134	高松市観光通二丁目5-25 (高松支店内)
愛媛銀行	丸亀支店	0877-22-3136	富屋町75-1
高松信用金庫	丸亀支店	0877-24-1234	土器町東八丁目3
	丸亀城西支店	0877-25-5300	大手町三丁目3-21
	丸亀南支店	0877-58-2811	郡家町2608-5
観音寺信用金庫	丸亀支店	0877-25-2900	城西町二丁目2-36
香川県信用組合	丸亀支店	0877-22-3391	塩飽町7-2
四国労働金庫	瀬戸大橋支店	0877-24-4811	土器町東九丁目301
商工組合中央金庫	高松支店	087-821-6145	高松市瓦町一丁目3-8
関係機関名		電話番号	住 所
香川県経営支援課		087-832-3343	高松市番町四丁目1-10
香川県信用保証協会		087-851-0062	高松市福岡町二丁目2-2-101
丸亀市産業生活部産業観光課		0877-24-8844	大手町二丁目4-21
丸亀市綾歌市民総合センター		0877-86-5516	綾歌町栗熊西 1638
丸亀市飯山市民総合センター		0877-98-7957	飯山町川原 1114-1
中讃勤労者福祉サービスセンター		0877-24-7700	大手町一丁目5-3
丸亀商工会議所		0877-22-2371	大手町一丁目5-3
丸亀市飯綾商工会		0877-86-2156	綾歌町栗熊西 1638

融資の受け付けは丸亀商工会議所・丸亀市飯綾商工会で行っています。

融資の申し込み以外にも経営に関する様々な相談に対応していますので、お気軽にご相談ください。

お申込の流れ

1

必要書類一式を作成（※P.3参照）

※取引金融機関へ事前にご相談されることをお勧めします。



（※不明点等は丸亀商工会議所や丸亀市飯綾商工会に確認）

2

丸亀商工会議所又は丸亀市飯綾商工会へ提出



（※書類等の確認を実施）

3

丸亀商工会議所や丸亀市飯綾商工会の融資審査会にて審査



4

融資実行



返済（※該当年度の返還金を約定どおり返済し、市税を完納）

5

利子補給金を交付（年利1%相当額）

※毎年度4月から6月末日までに申請

【申請書類】 補給金交付申請書、利息証明書、補給金請求書



6

完 済



（※約定期限内に融資金を完済し、市税を完納）

7

保証料補給金を交付（保証料相当額）

※完済後、3ヶ月以内に申請

【申請書類】 補給金交付申請書、補給金請求書

※5と7の補給金については、丸亀市産業観光課へ申請